

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

五城目町は、秋田県の中央部、八郎潟の東部にあり、秋田市の北方30kmに位置する町である。急峻な山岳地帯から肥沃な水田地帯まで変化に富んだ農業と林業の農山村であるとともに、中心部には520年余の歴史と伝統を誇る露天朝市が栄え、昭和の中期までは製材、家具、建具、打ち刃物、醸造業と商店街が発達し、湖東部における商工都市を形成してきた。

町は明治の後期から、「天然秋田スギ」という恵みを活かして製材業、木工業を基幹産業としながら関連する家具・建具・桶樽・鍛冶職人等の町として発展するも、昭和の後期以降、木製品に対する需要の激減と市場の変化への対応の遅れにより主要産業は縮小。現在、町には合板や全国的にも生産量が上位に位置する集成材を製造する製材会社2社と小規模な製材工場のほか、電気部品工場、建設会社、縫製会社、造り酒屋などあるが、いずれも厳しい不況の煽りを受けている。

町の人口は、昭和35年の20,025人をピークに、以降年々減少し、令和2年には8,538人(資料:国勢調査)となっている。また、従属人口指数(別表1)は118.9で秋田県の89.9、全国の69.0と比較しても高い数値を示している。本県は高齢化率が全国トップであり、少子高齢化、人口減少が進行している。このことから本町における、生産年齢人口の割合は低く、減少傾向にある。また、生産年齢人口の平均年齢は上昇傾向にあることから、労働生産性を向上させることが一つの課題となっている。

産業別総生産額は、令和元年度において25,624百万円。そのうち第1次産業が1,287百万円で5%、第2次産業が6,680百万円で26%、第3次産業が17,775百万円で69%である。

産業別就労者数の構成割合は、令和2年度において第1次産業が471人で11.6%、第2次産業が1,019人で25.1%、第3次産業が2,574人で63.3%となっており、第2次産業、第3次産業の占める割合が増加傾向にある。

中小企業者事業所の状況は、平成28年度において総数で424事業所、そのうち農林業が9事業所、建設業が41事業所、製造業が41事業所でそのほか卸・小売業・飲食店、サービス業などである。

中小企業において抱える課題は様々だが、共通する課題としては人手不足で、次に多いのが後継者不足である。また、生活様式の変化や人口減少に伴い基幹産業である製材業、木工業のみならず全般で市場が縮小しており、域外への新たな販路拡大や市場のニーズに対応できる先端設備等の導入が不可欠な状況

にある。

町は商工会等との新たな連携を構築し、ビジネスのマッチング機会の提供や中小企業の製品をPRできる場所の提供など側面支援の強化を行い、バイヤーとの意見交換によるニーズの把握など新製品の開発、販路開拓に結びつけたいと考えている。

(別表1) 年齢構造の指標

(単位:%)

区 分 年度⇒	五城目町			秋田県			全 国			備 考
	H17	H27	R2	H17	H27	R2	H17	H27	R2	
幼年人口指数	17.6	15.9	15.3	20.5	18.8	18.5	20.8	20.8	20.5	0才~14才 15才~64才
老年人口指数	57.6	83.2	103.6	44.3	60.7	71.4	30.5	43.9	48.5	65才以上 15才~64才
従属人口指数	75.2	99.1	118.9	64.9	79.5	89.9	51.4	64.7	69.0	0才~14才+65才以上 15才~64才
老年化指数	327.5	522.9	677.5	323.7	323.7	385.8	146.5	210.6	263.3	65才以上 0才~14才

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業の生産性を高め、地域産業の振興を目指す。これを実現するために、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

町内には、基幹産業である製材会社2社、及び製材工場5社のほか、電気部品工場2社、建設会社27社、縫製会社3社、造り酒屋1社等、多様な業種が立地して本町の経済、雇用を支えており、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

町は現状を放置した場合、多くの事業者が廃業に追い込まれることが予想され、地域産業、地域経済を活性化させるためには、事業者の健全な成長をあらゆる面で支援していくことが必要であると考えている。

従って、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端

設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

町には工業地域はなく、中小企業の立地は町内全域にわたる。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画における対象地域は五城目町全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、製材業、電気部品製造業、建設業、縫製業、酒造業など多岐にわたり、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。従って、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7年4月1日から令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間について、3年間、4年間、または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 年 2 月 2 5 日

東北経済産業局長 佐竹 佳典 殿

五城目町長 荒川 滋 ㊟

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。